一般財団法人岩手県建築住宅センター

建築物省エネ法判定業務約款

建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画書」という。）の提出者又は軽微変更該当証明申請書（以下「申請書」という。）の申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（計画書又は申請書（以下「計画書等」という。）及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙の建築物省エネ法判定業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする以下の契約（以下「この契約」という。）を締結し，誠実に履行する。

（甲の責務）

第１条　甲は、規程に従い、計画書等並びに建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明（以下「判定」という。）に必要な図書を乙に提出しなければならない。

２　甲は、乙が提出された書類のみでは判定業務を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の判定業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報及び追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

３　甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた判定料金（以下「判定料金」という。）を、第４条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

４　甲は、乙の判定業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした判定基準への是正事項の指摘に対し、速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

第２条　乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。

２　乙は、次条の業務期日までに建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査の適合証（以下「適合証」という。）を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知しなければならない。

３　乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

第３条　乙の業務期日は、引き受けた日から 14 日を経過する日とする。ただし、乙は、当該期日までに業務を行うことができない合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において延長することができる。

２　乙は、甲が第２条及び第６条第１項に定める責務を怠った時、甲の非協力、第三者の妨害又は天災その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。

３　甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。

4　　第２項及び第３項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（判定料金の支払期日）
第４条　甲は、この契約の締結の後、直ちに判定料金を乙に納入するものとする。

2　　甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3　　甲が判定料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合判定通知書を交付しない。（適合判定通知書等の交付可能日が前項の支払期日よりも早い場合を除く。）この場合において、乙が当該通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（判定料金の支払方法）
第５条　甲は、規程に基づく料金を、支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2　　前項の手続きに要する費用は、甲の負担とする。

3　　甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（審査中の計画変更）
第６条　甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の適合性判定関係図書を乙に提出しなければならない。

2　　乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の計画書の提出を取り下げ、別件として改めて乙に計画書を提出しなければならない。

3　　前項に規定する提出等の取下げがなされた場合は、次条第２項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）
第７条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（１）乙が正当な理由なく、判定業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
（２）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2　　前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって提出等を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3　　第１項の契約解除の場合，甲は、判定料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4　　第１項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5　　第２項の契約解除（提出等の取下げ）のうち、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6　　第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に

請求することができる。

（乙の解除権）

第８条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（１）甲が正当な理由なく、支払期日までに判定料金を支払わない場合
（２）甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
（３）甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合判定通知書を交付することができないとき

２　前項の契約解除のうち、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

３　第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第９条　乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出に係る対象建築物が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

２　乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出に係る対象建築物に瑕疵がないことを保証しない。

３　乙は、甲が提出した判定に係る関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な判定業務を行うことができなかった場合は、当該判定業務の結果に責任を負わない。

（所管行政庁への説明）

第１０条　乙は、関係所管行政庁から説明を求められた場合には、当該事案にかかる判定業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁に説明することができる。

（秘密保持）

第１１条　乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

２　前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

（１）既に公知の情報である場合
（２）甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

（申請情報の取扱い）

第１２条　前条にかかわらず、乙は、次に掲げる場合にこの契約で得た情報を使用することができる。

（１）甲から対象建築物に係る他の業務の申請を受けた場合
（２）甲のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理を行う場合

（電子申請）

第１３条　甲の計画書等の提出等が電子情報処理組織により行われた場合、乙は、当該業務の関係書類（引受承諾書、補正又は追加説明を求める通知書、適合判定通知書等その他の書面及び副本など一連の書類をいう。以下同じ。）の交付を電子情報処理組織により行うことができる。ただし、乙は、関係書類のうち適合判定通知書等その他の書面の交付方法について、あらかじめ甲と協議して決めるものとす

る。

（約款の変更）

第１４条　乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の４（定型約款の変更）の規定に基づき、この約款を変更することができる。

（別途協議）

第１５条　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）

この約款は令和３年10月１日から施行する。
この約款は令和７年４月１日から施行する。